

I. 家計に関する書類について

収入・所得の証明書類は、奨学金の選考をするうえで大切な必要書類です。収入・所得の内容を客観的に証明する書類を提出していただけない場合は、選考できません。提出する書類は所得の種類や家庭の状況によって各々異なりますので、3 ページ以降の一覧表とフローチャートを確認し、書類を準備してください。必要に応じて書類の追加を求める場合があります。

【提出方法】 Web 出願フォームに写真添付してください。

※Web 出願フォームについては、募集要項 p.1 を確認してください。

1. 収入・所得に関する証明書類について

(1) 対象者

- ① 父と母がいる場合 : 父と母の両方の証明書が必要
- ② ひとり親の場合 : 父または母 (本人と生計を一にしている人) の証明書
※父母がいない場合は、父母に代わる生計維持者の証明書を提出してください。

(2) 今回確認をする収入・所得の対象期間

2023 年 1 月～12 月 (原則)

※ただし、2023 年 1 月 2 日から申込み現在までに退職、転職、または就職 (開業含む) 等により収入状況が変わった場合、現在の月収・賞与などの書類 (以下の例を参照) をもとに、1 年分の所得金額に見合った額を推算します。

例) 2023 年 3 月 31 日に A 社を退職し、翌日 4 月 1 日から新しい B 社に就職した場合

必要な提出書類 以下 ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ を準備してください。

- ㊦ 2023/令和 5 年分の源泉徴収票 A 社と B 社の 2 通分
(B 社が前職分もまとめて年末調整をしている場合は 1 通でよい)
- ㊧ 2024/令和 6 年度 (所得等の内容は 2023/令和 5 年分) の所得証明書
- ㊨ 3 月 31 日に退職した A 社の退職証明書
(源泉徴収票に退職の*があり、退職日が確認できる場合は不要)
- ㊩ 4 月 1 日から就職した B 社の直近 3 カ月分の給与明細 (開業の場合は帳簿)

解説

- ㊦の書類で 2023 年 1 年間の就業状況を把握します。
- ㊧の所得証明書で、給料の変化とその他所得の確認をします。㊦の源泉徴収票の支払金額と、㊧の所得証明書の給与収入額は、対象期間が同じ場合一致します。
- ㊨の A 社退職証明書があることで、現在 A 社から収入はないと証明ができ、㊩の書類で B 社の 1 年分の収入金額を確認できます。
- ㊨の A 社退職証明書を提出できない場合は、退職が確認できないため、現在も就業中であると見なします。必要な書類を不備無く揃えることで、選考におけるデメリットを防ぐことができますので、書類の紛失等でお手元にない場合は、再発行の依頼をして入手してください。

(3) マイナンバー (個人番号) について

奨学金出願の手続きでは、マイナンバーが記載された証明書は受け取りません。
マイナンバー部分を隠したコピーを提出してください。

2. 収入・所得に関するよくある質問

次ページ以降に収入・所得の証明書別に詳細な説明を記載していますので、問い合わせの多い事項と合わせて確認しながら書類を準備してください。

Q1	無職でも、所得に関する証明書類は必要ですか？	A1	必要です。所得金額が“0”と書かれた「所得証明書」を提出してください。【P.5 参照】
補足説明	所得がなく「所得証明書」が発行できない場合は、総所得“0”と記載された「非課税証明書」を市区町村役場にて発行し、提出してください（課税額0と間違いやすいので注意してください）。		
Q2	給与収入ですが、源泉徴収票以外に所得証明書が必要ですか？	A2	必要です。【P.5 参照】
補足説明	本学指定の必要書類として、全員「所得証明書」を提出してください。		
Q3	確定申告に源泉徴収票を使用したのですが、手元にないのですが、再発行はできるのでしょうか？	A3	源泉徴収票は再発行が可能です。勤務先に再発行の依頼をしてください。【P.6 参照】
補足説明	確定申告書に給与収入額が記載されていますが、源泉徴収票で就業状況を確認します。会社によっては源泉徴収票の再発行に時間がかかる場合がありますので、早めに手続きをしてください。		
Q4	パート等で複数の勤務先を掛け持ちしています。どの勤務先の源泉徴収票が必要でしょうか？	A4	全ての勤務先の源泉徴収票を提出してください。【P.6 参照】
補足説明	出願日時点で2カ所以上で仕事をしている場合、全ての勤務先の源泉徴収票（2023年1月以降に退職、就職した会社も含めて）を提出してください。		
Q5	自営業ですが確定申告をしておらず、書類が提出できません。	A5	奨学金の出願には必要です。税務署で確定申告をして提出してください。【P.7 参照】
補足説明	収入が少ないため確定申告をしていない場合は、市区町村役所で「2024/令和6年度（2023/令和5年分）市民税（県民税）申告書」を取得し、確定申告書の代わりに提出してください。「所得証明書」も必要ですので、あわせて準備してください。		

II. 家計に関する書類の説明

1. 証明書類の一覧表

- “○” は必須。 “△” は該当する方のみ提出してください。
- 後方ページに、家計に関する各証明書類について詳細を掲載しています。

※①所得証明書（課税 非課税証明書）は、収入の種類に関わらず全員提出になります。

証明書類 (コピー)	① 所得証明書 (2024年度(2023年分))	② 源泉徴収票 (2023年(令和5年分))	③ 確定申告書 (2023年(令和5年分))	④ 直近3カ月分の給与明細	⑤ 退職に関する証明書	⑥ 雇用保険受給資格者証(表・裏)	⑦ 直近3カ月分の帳簿	⑧ 廃業証明書	⑨ 児童扶養手当に関する証明書	⑩ 年金に関する証明書	⑪ 無職であることので分かる書類	⑫ 保護決定(変更) 通知書
各書類の説明ページ	P.5	P.6	P.7	P.8	P.8	P.8	P.9	P.9	P.9	P.9	P.10	P.10
給与収入(パート・アルバイト・派遣含む)の場合												
2023年1月1日以前から勤務開始し現在に至る	○	○	△						△	△		
2023年1月2日以降から勤務開始し現在に至る	○	○	△	○					△	△		
2023年1月2日以降に退職、その後再就職し現在に至る	○	○	△	○	○				△	△		
2023年1月2日以降に退職し、出願時無職	○	○	△		○	○			△	△	○	
自営業・不動産・配当・農業・外交員・その他雑所得の場合												
2023年1月1日以前から営業(勤務)し現在に至る	○	△	○						△	△		
2023年1月2日以降から営業(勤務)し現在に至る	○	△	○				○		△	△		
2023年1月2日以降に廃業(退職)し出願時無職	○	△	○		△			○	△	△	○	
年金・恩給・生活保護受給の場合												
年金 恩給を受給中	○	△	△						△	○	△	
生活保護を受給中	○								△	△	△	○
無職の場合 (2023年1月1日以前から現在まで全く収入がない方。扶養内の専業主婦を含む)												
無職(一切の収入なし)	○		△								△	

生計維持者が海外在住の場合、傷病手当金・休業補償金を受給の場合、社会人学生・独立生計者の場合の説明は、P.10に掲載。

3. 家計に関する書類の説明

① 2024/令和6年度(2023/令和5年分)の所得証明書(課税証明書)

- 生計維持者(父と母、ひとり親の場合のみ父または母)の「所得証明書」(課税証明書)を提出。
- 所得がなく「所得証明書(課税証明書)」が発行できないと言われた場合、総所得「0」と記載された「非課税証明書」を提出してください。
- 収入の有無、所得の種類に関わらず提出が必要です(未提出の場合、選考を行うことができません)。

《所得証明書について》

- ◇ 全ての収入・所得の種類と金額(無収入の場合でも総所得「0」と明記)、配偶者控除、扶養者控除等が記載されている公的書類です。
- ◇ 書類の名称は自治体により異なる場合があります(「所得証明書」、「課税証明書」、「所得課税証明書」等)。
- ◇ 書類の発行方法については、各地方自治体の役所におたずねください。

■記載内容：2024/令和6年度所得証明書(2023/令和5年分の所得等の内容が記載されています。)

■発行場所：市区町村役場。税務署ではありません。

■使用目的：収入と所得の種類(給与所得、営業所得、不動産所得等)を確認します。

所得(課税)証明書						
住所						
氏名	りつめい いちろう		生年月日	昭和 50年 1月1日 生		
2024年度 (2023年分)	合計所得金額	市民税		県民税		年税額
		所得割	均等割	所得割	均等割	
	2,660,000円	23,100円	2,500円	15,300円	1,000円	41,900円
所得の 控除の内訳	給与総収入額	4,000,000円	社会保険料	400,000円		
	給与所得	2,660,000円	生命保険料	35,000円		
			配偶者特別控除額	330,000円		
			基礎控除額	530,000円		
扶養	配偶者	有	一般扶養	1名	障害	本人
	特定扶養		老人扶養			配偶者
	同居老親		同居特別障害			普通障害

上記のとおり相違ないことを証明します。

◆年(令和◆年) ●月■日
○○市役所

所得、収入の種類(内訳)と金額が記載されているか、確認して下さい。無収入の場合、所得「0」と明記されているか、確認してください。

控除項目(配偶者控除、扶養控除、扶養の人数等)が「***」(アスタリスク)で目隠しされていないか、確認してください。

✖

市民税非課税証明書

住所	京都市○○区…
氏名	立命 花子

上記の者は地方税△△の規定により平成□□年度は非課税であることを証明します。

◆年(令和◆年) ●月 ■日
市長 ▲▲ ▼▼

課税、非課税のみの証明となっている書面は不可です。

② 源泉徴収票 * 給与所得を得ている方

- 勤務先発行の2023年(令和5年)分の「源泉徴収票」を提出 (再発行可)
- ①「所得証明書」(課税証明書)や③「確定申告書」を提出した方でも、給与収入のある方は必要です。
- 2023年1月から出願日までの期間中に、パートやアルバイト等で複数の勤務先でお勤めの方は、**全ての勤務先**の「源泉徴収票」を提出してください。
- 既に退職されていても、2023年に勤務していた全勤務先の源泉徴収票の提出が必要です。
- 確定申告やその他手続きで、原本が手元ない方は、事業所(勤務先)にて再発行をしてください。

【出典】国税庁のホームページ「税の情報・手続・用紙」>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)>税務手続の案内>法定調査関係>1 給与所得の源泉徴収票(同合計表)>【手書用】令和 年分 給与所得の源泉徴収票
(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hoitei/pdf/r02/2310051-01.pdf>) を加工して作成

《「所得証明書」と「源泉徴収票」の金額について》

- 2024年度(2023年分)所得証明書の給与総収入額と、令和5年(2023年)分の源泉徴収票の支払金額は一致します。

令和5年(2023年)分源泉徴収票

2024年度所得証明書(2023年分)

所得(印紙) 証明書		所得(印紙) 証明書	
所得(印紙) 証明書	所得(印紙) 証明書	所得(印紙) 証明書	所得(印紙) 証明書
給与所得	2,800,000円	給与所得	2,800,000円
雑所得	0円	雑所得	0円
合計	2,800,000円	合計	2,800,000円

⑦ 収入・所得報告書（自営業等その他所得の方用）※ 大学指定書式（最終ページに掲載）および直近3カ月分の帳簿

- 2023年1月2日以降に事業を開始した方は、営業状況を示す直近3カ月分の帳簿（月次損益計算書等）を添付してください。

⑧ 廃業証明書

- 破産、倒産、営業停止の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」、「破産手続開始等の通知書」や弁護士による手続き関係書類などを添付してください。
- マイナンバー（個人番号）が記載された部分を隠してコピーしてください。

⑨ 児童扶養手当に関する証明書（特別児童扶養手当含む）

- 出願者本人の受給が終了しているが、兄弟姉妹が受給対象となっている場合、提出が必要です。
- 受給中の方は、住所地の市区町村より交付されている「児童扶養手当証書」の氏名と受給月額わかる部分を提出してください（2024年4月以降の金額が分かる市区町村発行の通知書でも可）。
- 特別児童扶養手当を受給されている場合、「特別児童扶養手当証書」等の証明書を提出してください。

⑩ 年金に関する証明書（老齢、遺族、障害等）

- 2024年6月以降発行の「年金振込通知書（はがき）」「年金額改定通知書（はがき）」等のコピーを提出（氏名、発行日、受給金額が記載された部分が必要）。
- 「年金振込通知書」の場合は、1年間の支給回数を余白に明記してください。

《遺族年金・障害年金》

◇ 生計維持者（父・母）が出願時受給中のものについて、証明書を提出してください（「年金振込通知書」「年金額改定通知書」等）。※生計維持者でない祖父母は不要です。

《年金に関する証明書類について》

◇ 日本年金機構から支払われる公的年金を受給中の方には、毎年1回（6月頃）に日本年金機構から「年金振込通知書」、物価等の変動に応じて年金額が改定された場合には、年金額等をお知らせする「年金額改定通知書」が送られます。

◇ 日本年金機構以外の年金を受給されている場合
企業年金や共済年金等の年金を受給中の方は、最新の支払額のわかる証明書類を提出してください。
（月額みの記載で年額不明の場合は、余白に振込回数を要記入。）

余白に振込み回数
を記入する

老齢年金として、
公的年金以外の
企業年金や共済
年金などを受給
されている場合
は、全ての年金に
関する証明書が
必要です。

【出典】日本年金機構のホームページ「年金の制度・手続き>年金の受給>各通知書の見方>年金額改定通知書・年金振込通知書>年金額改定通知書と年金振込通知書（年金受給者用：はがきサイズ）」
(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/tuutisyo/gakukaitei/0601-01.html>) を加工して作成

⑪ 無職であることが分かる書類 *被扶養者である配偶者、就学者は不要

● 生計維持者が現在、無職・無収入の場合

- ア. 現在、求職中の場合 : ハローワークカードなど求職中であることを証明する書類を提出。
- イ. 病気や障害により就労ができない場合 : 医師による診断書、障害者手帳のコピーを提出。
- ウ. 収入がなく預貯金を切り崩して生活している場合
- エ. 祖父母等の親族から援助を受けている場合
- オ. 年金や雇用保険、生活保護受給中の場合

Web 出願フォームの所定の欄に記入する。

⑫ 保護決定(変更)通知書 *生活保護受給中の方対象

- 最新の「保護決定(変更)通知書」を提出。

⑬ 生計維持者が海外在住で源泉徴収票や確定申告書が提出できない場合の証明書

- 公的機関発行の「年収証明書」と会社発行の「給与支払明細書」(賞与等を含む年額)を提出。
- 日本国内に居住する家族向けの手当を受給している場合、その年額を証明する会社発行の書類。
- 外国語で記載されている書類には全て、日本語訳を添付してください。

⑭ 傷病手当金、休業補償金を受給中であることの証明書

- 傷病手当受給中の方は、健康保険組合から発行されている「傷病手当金支給決定通知書」の受給開始年月日および受給金額が記載されている部分のコピーを提出。
- 休業補償金受給中の方は、労働基準監督署発行の休業補償金支給額の証明書のコピーを提出。

⑮ 社会人学生で、学生本人が生計維持者・独立生計者の場合について

- 以下A、Bに該当する方は本人の希望により学生本人を生計維持者・独立生計者として認定し、本人(および配偶者)の収入のみで選考できる場合があります。事前に相談してください。

- A. 学生本人(および配偶者)に一定の収入があり家族を扶養しており、本人および家族の生活費(学費を含む)の全てを賄っている方
- B. 学生本人に一定の収入があり、父母の扶養によらず独立した生計を営み、本人および家族の生活費(学費含む)の全てを賄っている方

提出書類 ア. イ. ウ. のすべて

- ア. 本人(および配偶者)の所得に関する証明書
- イ. 父母の所得に関する証明書
 - ◇ 同居、別居、独立生計の有無を問わず父母・配偶者の「所得証明書」およびその他の所得に関する書類が必要です。
 - ◇ 両親がともに死亡の場合は、その旨を Web 出願フォームの「出願理由」欄に記入してください。
- ウ. 本人が父母等の扶養になっていないことを証明する書類(健康保険証の写し等)

Ⅲ.

家庭事情に関する書類

あなたと生計を一つにしている家族に、「家計に関する書類」だけではあらかずすることができない家庭事情がある場合には、以下を参考に証明書類を Web 出願フォームの所定の欄に添付してください。提出された証明書類に基づいて審査の上、家計収入より控除いたします。

※証明書は全てコピーを提出

1. ひとり親家庭	
提出書類 (①～⑤の いずれかを 提出)	① 「所得証明書」本人該当欄の「ひとり親」もしくは「寡婦」部分に*の記載があるもの ② 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※学生本人を含む家族全員が記載されているもの(親権者と本人の関係を確認させていただきます。) ③ 児童扶養手当に関する証明書(有効期限内のもの) ④ 遺族年金の「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」 ⑤ ひとり親家庭等医療費受給資格者証(有効期限内のもの)
2. 障害者	
提出書類	・ 障害者手帳・療育手帳・被爆者手帳の番号および認定された等級、有効期限の記載部分
3. 介護認定者	
提出書類	・ 介護保険被保険者証の番号および認定された等級、有効期限の記載部分 但し、要介護3～5のみ対象(要支援、要介護1、2は控除対象外)
4. 長期療養者	
長期療養とは、家族に6カ月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる場合 ※出願時点で既に治療を終えて通院をしていない方は対象外です	
提出書類	・ 2024年4月から2024年9月分(直近6カ月分)の治療費の領収書コピー
5. 単身赴任	
提出書類 (①、②両方 提出)	① 単身赴任証明書(様式自由:勤務先公印押印のこと) ※会社発行の証明書がない場合は、給与明細に単身赴任の事実のわかる記載があるものでも可 ② 自己負担分の直近1カ月分の領収書・請求書等(住居費/水光熱費に限る)

提出書類のモデルケース

以下のモデルケースはあくまでも一例であり、各ご家庭の状況によって提出の必要な書類は異なります。

【例1】父（会社員 2023年1月1日以前より勤務）・母（専業主婦）・祖母（介護認定者3級）・兄（私立大学生）・本人

	必要書類（コピー）
父（会社員）	所得証明書(2024年度)・源泉徴収票(2023年分)
母（無職）	所得証明書(2024年度) <u>所得金額が“0”と記載されているもの</u>
祖母（介護認定者3級）	介護者手帳の番号及び認定された等級、有効期限が記載されている部分のコピー
兄（大学生）	必要なし
本人	必要なし

【例2】父（会社員 2023年1月2日以降に就職）・母（パート）・祖父（年金受給）・本人

	必要書類（コピー）
父（会社員）	所得証明書(2024年度)・源泉徴収票(2023年分) 直近3カ月分の給与明細 退職証明書 <u>※2023年1月2日以降に前の職場を退職している場合</u>
母（パート）	所得証明書(2024年度)・源泉徴収票(2023年分)
祖父	必要なし
本人	必要なし

【例3】母（無職 遺族年金受給）・本人・妹（中学生）

	必要書類（コピー）
母（無職）	非課税証明書(2024年度) <u>所得金額が“0”と記載されているもの</u> 遺族年金の振込通知ハガキ 児童扶養手当証書
妹（中学生）	必要なし
本人	必要なし

【例4】父（無職 2023年1月2日以降に失職）・母（会社員）・本人

	必要書類（コピー）
父（無職）	所得証明書(2024年度) 源泉徴収票(2023年中に退職日までの給与収入があれば) 退職証明書 雇用保険受給資格者証 (受給していないもしくは、受給を終了している場合は、現在無職であることが分かる書類 例:ハローワークカードのコピー)
母（会社員）	所得証明書(2024年度)・源泉徴収票(2023年分)
本人	必要なし

収入・所得報告書(自営業等その他所得の方用)

※会社経営者および役員の方は使用できません。

学部・回生	学部	回生	氏名
学生証番号			

事業主氏名	業種
屋号	

(単位:万円)

	収入(売上)	経費	所得	実績 or 見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
月				実績・見込
合計				

開業日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

開業後の売上・所得の状況が確認できるよう、開業日から直近12カ月分の実績(12カ月に満たない場合は見込額)を記入してください。

※合わせて直近3カ月分の帳簿のコピーを添付してください。

収入・所得は上記のとおりであることを報告いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(自営業者本人)

住所 _____

氏名 _____ 印

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(会計・税務責任者) 税理士・会計士・()

住所 _____

氏名 _____ 印